

音威子府村地域防災計画

(風水害等災害対策編)

平成27年3月

音威子府村防災会議

〔目 次〕

風水害等災害対策編

第1章 総 則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画推進に当たって基本となる事項	2
第4節 用語	3
第5節 計画の修正要領	4
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第7節 住民及び事業者の基本的責務等	10
第2章 音威子府村の概況	13
第1節 自然条件	13
第2節 社会条件	14
第3節 災害の概況	15
第3章 防災組織	17
第1節 組織計画	17
第2節 気象業務に関する計画	30
第4章 災害予防計画	41
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	42
第2節 防災訓練計画	45
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	47
第4節 相互応援（受援）体制整備計画	48
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	49
第6節 避難体制整備計画	52
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	58
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	63
第9節 建築物災害予防計画	64
第10節 消防計画	66
第11節 水害予防計画	69
第12節 風害予防計画	75
第13節 雪害予防計画	77
第14節 融雪災害予防計画	81
第15節 土砂災害予防計画	83
第16節 積雪・寒冷対策計画	86
第17節 複合災害に関する計画	89
第5章 災害応急対策計画	90
第1節 災害情報収集・伝達計画	90
第2節 災害通信計画	95
第3節 災害広報・情報提供計画	99
第4節 避難対策計画	103
第5節 応急措置実施計画	114

第6節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	118
第7節	広域応援・受援計画	122
第8節	ヘリコプター等活用計画	124
第9節	救助救出計画	128
第10節	医療救護計画	130
第11節	防疫計画	134
第12節	災害警備計画	137
第13節	交通応急対策計画	139
第14節	輸送計画	144
第15節	食料供給計画	146
第16節	給水計画	149
第17節	衣料・生活必需物資供給計画	152
第18節	石油類燃料供給計画	155
第19節	電力施設災害応急計画	156
第20節	ガス施設災害応急計画	158
第21節	上下水道施設対策計画	159
第22節	応急土木対策計画	161
第23節	被災宅地安全対策計画	163
第24節	住宅対策計画	165
第25節	障害物除去計画	169
第26節	文教対策計画	171
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	174
第28節	家庭動物等対策計画	177
第29節	応急飼料計画	178
第30節	廃棄物処理等計画	179
第31節	防災ボランティアとの連携計画	181
第32節	労務供給計画	182
第33節	職員派遣計画	184
第34節	災害救助法の適用と実施	186
第6章	地震災害対策計画	189
第7章	事故災害対策計画	190
第1節	航空災害対策計画	190
第2節	鉄道災害対策計画	194
第3節	道路災害対策計画	198
第4節	危険物等災害対策計画	204
第5節	大規模な火事災害対策計画	211
第6節	林野火災対策計画	215
第8章	災害復旧・被災者援護計画	221
第1節	災害復旧計画	221
第2節	被災者援護計画	223

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、音威子府村防災会議が作成する計画であり、音威子府村の地域において、予防、応急及び復旧対策等の災害対策を実施するに当たり、村及び防災関係機関が、その機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本村における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 村の区域を管轄し、若しくは、村の区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

第2節 計画の構成

音威子府村地域防災計画は、風水害等災害対策編を本編とし、地震災害対策編、資料編によって構成する。

第1章 総則	計画の目的、基本方針、構成など、計画の基本となる事項を示す。
第2章 音威子府村の概況	音威子府村の自然条件、過去の災害等を示す。
第3章 防災組織	災害が発生した場合の音威子府村の防災組織、気象警報・注意報並びに情報等の伝達方法等について示す。
第4章 災害予防計画	災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、災害に強い安全なまちづくりの推進のため、警戒区域の整備や消防計画等、減災のための予防対策、教育等の対策を示す。
第5章 災害応急対策計画	災害についての防災対策の一層の充実強化を図るため、情報通信、避難、救助、防疫等の応急対策を示す。
第6章 地震災害対策計画	地震災害についての防災対策の充実強化を図るための応急対策等を示す。（地震災害対策編）
第7章 事故災害対策計画	事故災害についての防災対策の一層の充実強化を図るため、それぞれの事故災害についての予防及び応急対策を示す。
第8章 災害復旧・被災者援護計画	災害からの早期復旧のための対策を示す。

第3節 計画推進に当たって基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（道民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（道民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（音威子府村、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに音威子府村、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は道民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 用語

音威子府村地域防災計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|----|-----------------------|--|
| 1 | 基 本 法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号） |
| 2 | 救 助 法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） |
| 3 | 村 防 災 計 画 | 音威子府村地域防災計画 |
| 4 | 防 災 基 本 計 画 | 中央防災会議が作成する、国の防災対策に関する基本的な計画 |
| 5 | 災 害 | 災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害 |
| 6 | 防 災 | 災害対策基本法第 2 条第 2 号に定める防災 |
| 7 | 複 合 災 害 | 同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象 |
| 8 | 村 防 災 会 議 | 音威子府村防災会議 |
| 9 | 本 部 （ 長 ） | 音威子府村災害対策本部（長） |
| 10 | 防 災 関 係 機 関 | 音威子府村の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関をいう。）、音威子府村を警備区域とする陸上自衛隊、音威子府村の区域内の消防機関並びに村の地域において業務を行う指定公共機関（同条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。） |
| 11 | 防災会議構成機関 | 音威子府村防災会議条例（昭和 38 年 1 月 31 日条例第 1 号）第 3 条に定める委員の属する機関 |
| 12 | 災 害 予 防 責 任 者 | 基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者 |
| 13 | 災 害 応 急 対 策 実 施 責 任 者 | 基本法第 50 条第 2 項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定によらば災害応急対策の実施の責任を有する者 |
| 14 | 要 配 慮 者 | 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者 |
| 15 | 避 難 行 動 要 支 援 者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの |

第5節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな防災計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

なお、防災計画について、基本法第42条第6項の規定による道防災会議の意見は、知事が定める防災計画の全体に通ずる基本方針について行うものとし、市町村がその基本方針に基づき作成（修正）されている場合は、個別的な意見は、これを省略することができる。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 音威子府村

機 関 名	事 務 又 は 業 務
音威子府村	(1) 防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 防災に関する組織の整備、その他の災害予防に関すること。 (4) 防災に必要な資機材の備蓄、地域内の災害予防応急対策の総合調整に関すること。 (5) 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。 (6) 村の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 (7) 自主防災組織の充実を図ること。 (8) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (9) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (10) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (11) 避難の指示・勧告に関すること。 (12) 災害時の保健衛生及び文教対策に関すること (13) 緊急輸送の確保に関すること (14) 被災施設の災害復旧に関すること (15) 自主防災組織の育成に関すること (16) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること (17) その他災害発生の防御及び被害拡大の防止のための措置に関すること。
教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (3) 文教施設及び文化財等の保全対策等の実施に関すること。
名寄地区衛生施設事務組合	(1) 災害時におけるごみ、し尿の汲み取り及び処理に関すること。
音威子府村立診療所	(1) 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること。
音威子府歯科医院	(1) 災害時における歯科診療に関すること。

2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
上川北部消防事務組合 音威子府消防支署	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 火災警報等の住民への周知に関すること。 (3) 緊急時における病人、負傷者及び急患の輸送に関すること。 (4) 被災地の警戒体制に関すること。 (5) その他災害時における救助活動に関すること (6) 住民の避難誘導に関すること。 (7) 村が行う災害に係る業務の全般的な協力に関すること。
音威子府消防団	(1) 災害時の消防活動、水防活動に関すること。 (2) 被害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 (3) 雪害防止活動に関すること。 (4) 住民の避難誘導及び被災者の救出・救護に関すること。 (5) 村が行う災害に係る業務の全般的な協力に関すること。

3 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局 旭川開発建設部 名寄河川事務所 士別道路事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による村への支援（リエゾン派遣）に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 一般国道の維持防災及び輸送確保に関すること。 (6) 直轄管理区域内道路の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修及び災害復旧に関すること。 (7) 国管理区間内河川の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修及び災害復旧に関すること。 (8) 雨量、水位、その他河川状況等の情報収集に関すること。
北海道農政事務所 旭川地域センター	(1) 災害時における応急用食料の調達、供給に関すること。 (2) 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
北海道森林管理局 上川北部森林管理署	(1) 所轄国有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること。 (2) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること。 (3) 災害時において村の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
旭川地方气象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震に限る。）水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

4 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第3普通科連隊 (名寄駐屯地)	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

5 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
上川総合振興局	(1) 上川総合振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (4) 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (5) 村及び指定地方行政機関が実施する防災事務並びに業務の総合調整に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (7) 救助法の適用及び実施に関すること。 (8) その他災害発生の防御及び被害拡大の防止のための措置に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
上川総合振興局 旭川建設管理部 美深出張所	(1) 所轄河川の水位観測並びに通報に関すること (2) 所轄河川の樋門等の防災管理、並びに管理区域内危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関すること。 (3) 所轄道路の維持管理、災害時における交通情報の収集及び交通の確保、災害応急対策、災害復旧対策に関すること。
上川総合振興局 保健環境部 名寄地域保健室	(1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること。 (2) 災害時における医療救護活動に関すること。 (3) 災害時における防疫活動に関すること。 (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること。 (5) 医薬品等の確保及び供給に関すること。 (6) 食品衛生の指導及び監視に関すること。
教育庁（上川教育局）	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
上川総合振興局 北部森林室	(1) 所轄道有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること。 (2) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること。 (3) 災害時において村の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
上川家畜保健衛生所	(1) 畜産物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3) 被災地の家畜保健衛生の指導に関すること。
上川農業改良普及センター 上川北部支所	(1) 農産物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 農産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3) 被災地の病虫害防除の指導、その他営農指導に関すること。

6 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道旭川方面 美深警察署 (音威子府駐在所)	(1) 住民の避難誘導及び被災者の救助活動並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防その他被災地における社会維持に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 村及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関すること。

7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道旅客鉄道株式会社 (音威子府駅・咲来駅・ 箴島駅・天塩川温泉駅)	(1) 災害時における鉄道及びバスによる輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送に関すること。
日本郵便株式会社 北海道支社 (音威子府郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱いに関すること。 (3) 郵便貯金及び簡易保険事業の非常取扱いに関すること。 (4) 郵便局ネットワークを活用した広報活動に関すること。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	(1) 非常及び緊急扱電報の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。 (2) 気象官署からの特別警報、警報の伝達に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
株式会社 NTT ドコモ 北海道支社 KDDI 株式会社 ソフトバンクモバイル 株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること。
北海道電力株式会社 名寄営業所	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
日本放送協会 旭川放送局	(1) 特別警報・警報・注意報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本赤十字社北海道支部 (音威子府村分区)	(1) 災害時における医療、助産その他救助・救援に関すること。 (2) 災害ボランティア（民間団体及び個人）の受入れに関すること。 (3) 災害ボランティアが行う救援活動の連絡調整に関すること。 (4) 災害義援金の募集（配分）に関すること。
東日本高速道路株式会社	(1) 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理を行うこと。
日本銀行札幌支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。

8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
民間放送事業者	(1) 気象等警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人 上川北部医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関すること。
一般社団法人 旭川歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人 北海道薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
公益社団法人 北海道獣医師会	(1) 災害時における家庭動物等の対応を行うこと。

9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北はるか農業協同組合 音威子府支所	(1) 災害時における食料の確保を図ること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 農産物の災害応急対策について指導を行うこと。
上川北農業共済組合 美深家畜診療所	(1) 農作物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 家畜の被害調査及び診療に関すること。 (3) 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
音威子府村商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救助物資、復旧資材の確保協力に関すること。 (2) 被災商工業者に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 災害時における商工業者の経営指導等に関すること。
上川北部森林組合 音威子府村森林愛護組合	(1) 被災組合員に対し融資の斡旋を行うこと。 (2) 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道大学北方生物圏 フィールド科学センター 森林圏ステーション 北管理部中川研究林	(1) 所轄研究林についての保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること (2) 所轄研究林の復旧治山及び予防治山に関すること
音威子府村建設業協会	(1) 災害時における応急土木建築工事についての協力をを行うこと。
村内金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力に関すること。
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 施設内災害予防及び災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
プロパンガス取扱い機関	(1) プロパンガスの防災管理に関すること。 (2) プロパンガスの供給に関すること。
社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する融資及び斡旋に関すること。 (2) 被災者の保護についての協力に関すること。
音威子府村幼児センター 村立小・中学校、高等学校	(1) 児童生徒等の避難保護に関すること。 (2) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関すること。 (3) 被災者の一時収容措置についての協力に関すること。
避難所の管理者	(1) 避難所の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関すること。
住民組織等 (自治会、自主防災組織、 各種団体等)	(1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。 (3) 非常食等の炊き出し及びボランティア活動に関すること。 (4) 避難所運営に関すること。
一般社団法人 北海道警備業協会	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。

第7節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取り組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進することが必要である。

第1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、災害防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、村、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法を確認
- (2) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、救急用品等の非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係の醸成を図ること
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、講習会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成及び自主防災組織による予防活動の推進

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 村、道及び防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等、生活との関連性が高い物資や燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努める。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、村、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先との※サプライチェーン（供給網）の確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

※ サプライチェーン

ある製品の原材料が生産されてから、消費者に届くまでの全ての過程、繋がり

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化の促進防災体制の整備
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先との※サプライチェーン（供給網）の確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 施設利用者及び従業員への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 施設利用者及び従業員の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 村の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村との連携に努める。
- 3 村防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、防災計画に地区防災計画を定める。

- 4 村は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、村における地域社会の防災体制の充実を図る。

第4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取り組みを行い、広く住民の参加を呼びかける